

議案第 137 号

松阪商人の館条例の一部を改正する条例の一部改正について

松阪商人の館条例の一部を改正する条例（平成 30 年松阪市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪商人の館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
松阪商人の館条例の一部を改正する条例（平成 30 年松阪市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

題名の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

第 1 条の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家（以下「旧小津家」という。）」に改め、同条各号の改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第 4 条を第 3 条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第 5 条を第 4 条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第 6 条を第 5 条とする改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第 8 条を第 7 条とし、同条の次に 8 条を加える改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

第 9 条を第 16 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定中「旧小津邸」を「旧小津家」に改める。

別表第 1 の改正規定中「旧長谷川邸」を「旧長谷川治郎兵衛家」に、「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附則第 2 項中「旧小津邸」を「旧小津清左衛門家」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。